

平安中期奄美嶋人西海道諸国侵入事件に関する一考察

日隈 正守*

(2020年10月21日 受理)

A Study of the Saikaidou People's Invasion of the Heian Middle Amami Island in Heian Middle

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、平安中期奄美人が西海道諸国の中で最初に襲撃した大隅国の事例を取り上げ、最初に襲撃された理由と大隅国の襲撃が大宰府により朝廷に報告されなかった理由について考察した。その結果大隅国は、他の西海道諸国よりも奄美嶋人との交易量が多かったと考えられる事、奄美嶋人との交易量の多さから大宰府とも激しい対立関係にあり、大隅国の受けた打撃をより深刻化させる目的で大宰府は奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかったと考えられる事を明らかにした。

キーワード: 奄美嶋人 大隅国 交易 西海道 大宰府

はじめに

平安中期である長徳三年(997年)奄美嶋人が西海道諸国を襲撃した。この事件に関しては、先行研究で明らかにされている点も多く⁽¹⁾、筆者も以前この事件の影響について考察した事があった⁽²⁾。奄美嶋人が西海道諸国を襲撃する際、大隅国をまず襲撃している。しかし大宰府は、大隅国が襲撃された事実を朝廷に報告していなかった。奄美嶋人は、大隅国襲撃後大宰府が何らの処置をしなかった事もあり、その後西海道諸国を本格的に襲撃する事になる⁽³⁾。大宰府が奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかった理由については、管見の限り解明されていない。しかし結果的には、大宰府が奄美嶋人の大隅国襲撃事件に対する報告を朝廷にしなかった事が、奄美嶋人の本格的な西海道諸国襲撃事件を引き起こしたのである。大宰府が奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかった理由について、本稿では考察したい。

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 教授

(一) 奄美嶋人の大隅国侵入事件について

奄美嶋人が大隅国を襲撃した事について、記述をしている文献は『小右記』長徳三年(997年)十月一日条である⁽⁴⁾。同条を以下に掲げる。

(小右記)

長徳三年十月一日壬辰、可御南殿云々、(中略) 一献畢間、左近陣官高声云、自太宰飛駈到来云、高麗国人虜掠対馬・壱岐嶋、又著肥前国欲虜掠云々、上下驚駭、三丞相失度、降自東階而(問)案内、兼披読大弍書状、上達部進向丞相所、太以周章、雖云非常事、於階下三丞相披読都督書、不足言、下官不起座、丞相復座云、奄美嶋(人脱カ 以下同 筆者)者焼亡海夫等宅、奪取財物、又執載男女於舟持去、尚浮海上成犯之由云々、飛駈言上者、(中略) 亥時事了、左大臣以下著陣座、右大臣云、今日朔日、奏凶事無便宜敷者、余云、飛駈言上是至急事也、不可隔時者、何矧選吉日乎、諸卿応之、仍左大臣召大外記(中原)致時、召飛駈解文、文匣二合、盛覧管奉上卿、一匣者注奏、一匣者注解文、督令披管、但至干飛駈解文不被封、至例解文披封見、已左大臣参上令奏、良久之後復座、下給太宰府言上解文等、令諸卿定申、奄美嶋者乗船帶兵具、掠奪国嶋海夫等、筑前・筑後・薩摩・壱岐・対馬、或殺害或放火、奪取人物多浮海上、又為当国人、於処々合戦之間、奄美人中矢、亦有其数、但当国人多被奪取、已及三百人、府解文云、先年奄美嶋人来、奪取大隅国人民四百人、同以将去、其時不言上、令慣彼例、自致斯犯敷、仍徵發人兵、警固要害、令追捕也、若有其勤者、可被加勸賞者、又高麗国艤兵船五百隻、向日本国、欲致許(ママ)者、誠雖浮言、依云々所言上也、有先日言上類文書等、件飛駈去月十四日出府云々、太懈怠、諸卿定申云、奄(美脱)嶋等事、太宰府定行了、亦重警固要害、弥加追討、兼又可祈祷仏神、若追討使々殊有勤節、隨其状追可褒章之由、可被載報符、大宰以飛駈雖言上、事頗似輕、不可給勅符、只可賜官符、又高麗国浮言、不可不信、可被種々祈祷、定詞甚多、只是大概了(耳カ)、丑刻諸卿退出、此間(雨脱)不止、諸卿申云、為敵国可被行種々御祈祷者、

上掲『小右記』記事の傍線部から、先年奄美嶋人は大隅国を襲撃し四百人の人々を奪い取り連れ去った事、その時大宰府は奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかった事、大宰府のこの対応を見た奄美嶋人は筑前・筑後・薩摩国と壱岐・対馬嶋を襲撃し、建物に放火し人々を殺害したり拉致したりしている事、奄美嶋人が襲撃したのは海夫であった事等が報告されている。

海夫が襲撃された理由について、交易対価物や転売等に対する著しい不公正に対する奄美嶋人の不満の矛先が海夫に向けられた可能性や海夫の中にヤコウガイやホラガイを捕獲する者がいて奄美嶋人の利権が損なわれた可能性が指摘されている⁽⁵⁾。

上掲『小右記』記事では、奄美嶋人は他の西海道諸国に先んじて大隅国を襲撃している。大隅国を襲撃した時期は、先年と記載されている。上掲『小右記』記事は長徳三年(997年)であるので、先年とは990年代初期頃であると推測される。この時大宰府は、奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかった。この結果長徳三年(997年)奄美嶋人は、筑前・筑後・

薩摩国と壱岐・対馬嶋を襲撃した。猶この時奄美嶋人が襲撃した国として、『権記』には肥前・肥後・薩摩等国が記載されている⁽⁶⁾。

奄美嶋人が大隅国を最初に襲撃した理由、また大宰府が奄美嶋人の大隅国襲撃事件を朝廷に報告しなかった理由について、本稿では考察していく。

(二) 西海道諸国と奄美嶋人との交易について

本章では、平安中期における大隅国を含めた西海道諸国と奄美嶋人との交易について考えてみたい。平安中期西海道諸国から藤原実資への贈り物が『小右記』に記載されている。この記載を山里純一氏が表に整理されているので⁽⁷⁾、これを参照し当該期の西海道諸国と奄美嶋人との交易について考えてみたい。

西海道諸国からの贈り物の中で奄美嶋産の物が記載されている場合に注目してみたい。『小右記』万寿二年(1025年)二月十四日に大隅国司為頼は檳榔二百把、同年(1025年)九月十五日に大宰大貳藤原惟憲は檳榔二百把、万寿四年(1027年)七月二十二日に大隅国司為頼は營貝五口、同年(1027年)十二月八日に肥前国司惟宗貴重は蘇芳二十斤と檳榔三百把、長元二年(1029年)三月二日に薩摩国司巨勢文任は蘇芳十斤、筑前国香椎宮司は檳榔子十五果、筑前国高田牧司宗像妙忠は蘇芳十斤、同年(1029年)八月二日大隅国住人藤原良孝は赤木二切・檳榔三百把・夜久貝五十口を藤原実資に贈っている。

『小右記』に記載された平安中期西海道諸国からの南島産贈り物の記載から、大宰府長官や大隅国司や大隅国住人、薩摩国司や肥前国司、筑前国関係者から南島産の物が藤原実資に贈られている事が確認される。地域別にみると筑前、肥前、薩摩、大隅国関係者から藤原実資に南島産の物が贈られている。筑前、肥前、薩摩、大隅国関係者が実資に南島産の物資を贈っているという事は、大宰府の認可を得て筑前、肥前、薩摩、大隅国関係者恐らくは商人が南島と交易を行っていた可能性を示しているのではないかと考えられる。

『小右記』の上では、奄美嶋産の物が実資に贈られたのは、万寿二年(1025年)が初見である。しかし長元二年(1029年)九月七日藤原隆家の依頼により、藤原実資は隆家に夜久貝四十余口を贈っている⁽⁸⁾。万寿二年(1025年)頃から長元二年(1029年)にかけての大隅守船守重⁽⁹⁾は、藤原実資の家人である⁽¹⁰⁾。藤原実資は、大隅守船守重を通して夜久貝を入手していたと考えられる。上記のように十一世紀前期大隅国を含めた西海道諸国と南島との交易が行われている事は、『小右記』等で確認される。

西海道諸国と奄美嶋人との交易は、いつまで遡及可能であろうか。前述長徳三年(997年)奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件は、西海道諸国と奄美嶋人との交易をめぐるトラブルの存在が原因であると考えられている⁽¹¹⁾。この事から奄美人の西海道諸国襲撃事件の前から西海道諸国と奄美嶋人との交易は行われていたと考えられる。また長徳三年(997年)以前990年代初めに、奄美嶋人は大隅国を襲撃している。この事件も奄美嶋人と大隅国との交易上のトラブルが原因であると考えられる。この事を踏まえると、西海道諸国と奄美嶋人との交易は、十世紀後期には開始されていたと考えられる。

前述十一世紀前期『小右記』に記載されている西海道諸国の中で、藤原実資に奄美嶋産の物を贈っている人は、大隅国司為頼(二回)、大宰大弐藤原惟憲、肥前国司惟宗貴重、薩摩国司巨勢文任、筑前国香椎宮司、同高田牧司、大隅国住人藤原良孝の全八例である。この中で筑前国関係者は三例、肥前国関係者は一例、薩摩国関係者は一例、大隅国関係者は三例である。十一世紀前期における西海道諸国と奄美嶋人との交易関係の実態を『小右記』の記載のみから判断する事には無理があるとは思いますが、凡その傾向は掴めると思う。『小右記』の記載から、藤原実資に奄美嶋産の物を贈った回数では大隅国は筑前国と並び一位であった。又大隅国の場合、大隅国司だけではなく、大隅国住人藤原良孝も藤原実資に奄美嶋産の物資を齎している。尤も藤原良孝が、この時藤原実資に奄美嶋産の物を贈ったのは、大宰府役人平季基の大隅国府焼き討ち事件について藤原実資に訴えるためであった⁽¹²⁾。但し大隅国は、他の西海道諸国と比較し、奄美嶋人との交易量が多かったと考えられる。

大隅国は、奄美嶋人から最初に襲撃目標とされ、長徳三年(997年)より「先年」であった。この理由は、他の西海道諸国と比較し、大隅国は、奄美嶋人との交易量が多かった事によると考えられる。大隅国は、この後奄美嶋人から襲撃されていない。恐らく大隅国は、奄美嶋人の襲撃後奄美嶋人との交渉を行い、奄美嶋人の要求を認めたと考えられる。この結果大隅国は、その後も奄美嶋人との交易を行っている。

本章では、西海道諸国と奄美嶋人との交易関係について考察した。この結果西海道諸国と奄美嶋人との交易は十世紀後期まで遡ると考えられる事、大隅国は他の西海道諸国に比べて交易量が多かったと考えられ、このため奄美嶋人から最初に襲撃されたがその後交渉を行い奄美嶋人との交易はその後も継続する事が分かった。

(三) 平安中期大宰府と大隅国との関係

本章では、平安中期大宰府と大隅国との関係について考察したい。当該期大宰府と大宰府管内諸国との関係は悪かった⁽¹³⁾。前述藤原実資に大宰大弐藤原惟憲は、奄美産物を贈っている事から、大宰府が奄美嶋人との交易活動に関心を有していた事が分かる。奄美嶋人と交易を行っていた西海道諸国の中で、比較的活発な交易を行っていた大隅国は、奄美嶋人との交易収入に関心を持つ大宰府にとって目障りな存在であった。

十一世紀初期大宰府関係者は、九州地方南部掌握を考えていた。大宰府役人大蔵氏は、奄美嶋人との交易収入の獲得を意図して大隅国加治木郷を「開発」を意図した。しかし奄美嶋人との交易を行い収益を上げていたと考えられる大隅守菅野重忠は、大宰府役人大蔵氏一族の加治木郷「開発」に強く反発した。この結果大宰府役人大蔵氏と大隅守菅野重忠の間に激しい対立関係が生じ、大隅守菅野重忠が大宰府内において大宰府役人大蔵氏一族に殺される事件が発生した。現職の国司の長官である守が大宰府関係者に殺害されるという事は極めて稀で、大宰府役人大蔵氏一族と大隅守菅野重忠との間に奄美嶋人との交易利潤を巡る極めて深刻な対立が生じていたと考えられる⁽¹⁴⁾。この事件から十一世紀初頭、大宰府と大隅国司側とは関係が悪かった事が確認された。

十一世紀前期大宰府役人平季基は、大隅国府を焼き討ちにしている。平季基は、日向国諸県郡島津院内「開発」地を藤原摂関家当主藤原頼通に寄進して島津荘を成立させた人物である。平季基が日向国南部諸県郡内島津院内の土地を「開発」したのも、志布志湾沿岸を舞台として奄美嶋人との交易活動を行う意図があったと考えられる。島津院は内陸部であるが、島津院の外港は志布志湾沿岸の港である。平季基が島津院内の土地を開発した事も、奄美嶋人との交易を行うためであったと考えられる⁽¹⁵⁾。

平季基が大隅国府を焼き討ちした理由について考察する。平季基は、日向国諸県郡島津院内の土地を「開発」した後荘園としての領域を島津院の外港である志布志湾沿岸に拡大する事を謀ったと考えられる。志布志湾沿岸は古くからの良港であり、奄美嶋人との交易を行う上で絶好の貿易港であった。志布志湾沿岸部の中央部や東部は日向国の領域であるが、志布志湾西部は大隅国串良郷や肝属郡の領域である。志布志湾沿岸部全体を島津荘域に含めると平季基より以前から奄美嶋人との交易をしていたと考えられる大隅国司の奄美嶋人との交易収入を侵害する可能性があるし、大隅国司が交易拠点としていたと考えられる志布志湾西部を奪い季基が志布志湾全域を掌握して本格的に奄美嶋人との交易にのり出せば、大隅国司は自分にとっての重要な交易拠点は奪われ、交易収入も減少する可能性があった。平季基の志布志湾沿岸全域を奄美嶋人との交易拠点化は、奄美嶋人との交易収入を既得権とする大隅国司には、到底容認できないものであったと考えられる。この事が大宰府役人であった平季基と大隅国司との対立原因であったと考えられる⁽¹⁶⁾。

平季基は、日向国諸県郡島津院内「開発」地の領域を志布志湾沿岸全域に広げる事を意図し、結果的に大隅国公領部分まで含める事を意図した。しかし大隅国司は、季基の意図に猛反発し、季基と大隅国司との対立関係は激しくなった。季基は、大宰府との関係を背景として、大隅国司側に武力を示威し強引に要求を認めさせるために軍事力を動員した。季基の意図としては、武力を示威する事により大隅国司側に要求を認めさせる事を意図したもので、当初から国家の大罪である大隅国府焼き討ちを目指したのではないと考えられる。しかし大隅国司側は全く譲歩せず、結果的に季基側と大隅国司側との間で戦闘行為が勃発し、大隅国庁・大隅守館・官舎や庶民の家々、藤原良孝の住宅が焼失する事になった⁽¹⁷⁾。

予想に反して大隅国府焼き討ち事件を起こしてしまった平季基は、自分の上司である大宰大貳藤原惟憲に相談した。藤原惟憲は、季基から絹三千疋余りを得る代わりに大宰府から朝廷に事件を報告する解から、事件当時の大隅守守重が事件の犯人として大宰府に報告していた平季基とその子兼光・兼助三名の中で季基と兼助二人の名を省き、季基の子兼光のみ名を載せた解を朝廷に提出した。大隅国司は大宰府に善処を求め、大宰府は兼光等を逮捕するための府官を派遣したが、兼光逮捕以前に大隅国司は任期切れになった。大隅国司はそれ以上大宰府に訴える事が出来ずに、朝廷に直接訴訟した。この時大隅国前司守重は、自分の主人右大臣藤原実資に事の子細を告げた。この結果大宰大貳藤原惟憲の行為が明らかになった。藤原惟憲は、前大隅守守重の行為は越訴であると主張した⁽¹⁸⁾。藤原惟憲は、恐らく季基の名を省いた解を作成する際、季基に日向国諸県郡島津院内「開発」地を惟憲の主人で

ある藤原頼通に寄進するように働きかけ、その結果頼通に寄進され島津荘が成立したと考えられる⁽¹⁹⁾。

藤原実資の説明を聞いていた藤原頼通は、藤原惟憲が作成した大宰府解に基づきながら太政官符を作成しながらも、藤原惟憲により省かれた平季基等の名前も太政官符に載せる事を決定した。この結果平季基は京に召喚されて取り調べを受けている。取り調べを受けた一年近く後平季基は、藤原実資に唐物等多くの進物を贈っている。この後平季基も藤原惟憲も何ら処罰を受けた形跡はない。平季基は、自分を処罰するように強く主張した藤原実資に唐物等莫大な進物を贈った。この結果季基等への処罰は沙汰やみになったと考えられる⁽²⁰⁾。

事件の経緯は以上の通りであるが、当該期即ち十一世紀前期の時期にも奄美嶋人との交易収入をめぐる大宰府と大隅国との対立関係が存在していた事が確認された。

本稿第二章で考察したが、大隅国と奄美嶋人との交易は、十世紀後期に開始されていたと考えられる。大隅国が奄美嶋人から最初に襲撃を受けたのも、奄美嶋人と大隅国との何らかの交易上のトラブルによると考えられる。この西海道諸国と奄美嶋人との交易については大宰府の許可が必要であると考えられるので⁽²¹⁾、大隅国は大宰府の許可を受けて交易を行っていたと考えられる。十世紀後期の時期大宰府と大隅国は、他の西海道諸国と同様政治的に対立していたと考えられる⁽²²⁾。それに加えて奄美嶋人と大隅国との交易規模は、大隅国が奄美嶋人から最初に襲撃を受けた事から考えると大きかったと考えられる。交易を認可する側の大宰府も大隅国の交易収入の大きさに羨望や警戒の念を有していた可能性はある。従って十世紀後期奄美嶋人から大隅国が襲撃を受けた際大宰府は、大隅国が襲撃の打撃を受けて当面交易ができなくなった事態を歓迎したと考えられる。また大隅国以外の西海道諸国にも奄美嶋人の襲撃があるとは予想出来ずに、大隅国の打撃で一件落着したと考えて、大宰府は朝廷に報告しなかったと考えられる。しかしここで報告しなかった事が、その後の奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件を引き起こす事になったのである。

終わりに

本稿では、奄美嶋人の大隅国襲撃事件について考察し、大隅国と大宰府の間に奄美嶋人との交易利潤をめぐる深刻な対立関係があった事、奄美嶋人が大隅国を襲撃した際に大宰府が朝廷への報告をしなかった理由は、大宰府と大隅国との奄美嶋人との交易利潤をめぐる深刻な対立関係の存在と奄美嶋人は大隅国以外の西海道諸国には襲撃しないという想いの二つであったと考えられる。但しこの時に大宰府が朝廷に報告しなかった事が、その後の奄美嶋人の西海道諸国への襲撃事件がおきる契機になると考えられる。

本稿では大宰府と大隅国との関係について、十世紀後期から十一世紀前期の期間考察した。史料的問題もあるが、今後は大宰府と大隅国との関係についてより長いスパンで考察していきたい。

- (1) 平安中期奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件に関しては諸研究があるが、その再先端のものは、山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』(吉川弘文館、2012年))である。
- (2) 拙稿「平安中期奄美嶋人の西海道侵入事件に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』70、2019)。
- (3) 山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」。
- (4) 本稿では、史料は竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料 (4)』(太宰府天満宮、1968年)を使用し、引用の際は新字体、正字体で統一する。竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料 (4)』、270頁～272頁。
- (5) 山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」。
- (6) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料 (4)』、272～273頁。
- (7) 山里純一「一〇～一一世紀前半の南蛮とキカイガシマ」(同『(歴史文化ライブラリー 343) 古代の琉球弧と東アジア』(吉川弘文館、2012年))。
- (8) 山里純一「一〇～一一世紀前半の南蛮とキカイガシマ」。
- (9) 児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧Ⅱ 古代二・中世一』(新人物往来社、1984年)、国司一覽、永山修一「平安時代中期の南九州」(同『(同成社古代史選書6) 隼人と古代日本』(同成社、2009年)、第七章)。
- (10) 加藤友康「平安時代の大隅・薩摩一人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える一」(『黎明館調査研究報告』第17集、2004年)、永山修一『(同成社古代史選書6) 隼人と古代日本』、第七章 平安時代中期の南九州、第二節 島津荘の成立と大隅国府焼き討ち事件。
- (11) 山里純一「一〇～一一世紀前半の南蛮とキカイガシマ」。
- (12) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」(『鹿児島中世史研究会報』50、1995年)。
- (13) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集(下)』(吉川弘文館、1984年)、2018年に同『日本古代の官司と政務』(吉川弘文館)に再録)。
- (14) 拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』68、2017年)。
- (15) 永山修一『(同成社古代史選書6) 隼人と古代日本』、第七章 平安時代中期の南九州、第二節 島津荘の成立と大隅国府焼き討ち事件。拙稿「島津荘に関する一考察—成立期を中心に—」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』66、2015年)。野口実『(歴史文化ライブラリー446) 列島を翔ける平安武士 九州・京都・東国』(吉川弘文館、2017年)、大宰府の武者 平為賢と平季基。
- (16) 拙稿「島津荘に関する一考察—成立期を中心に—」。
- (17) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」。

- (18) 永山修一『(同成社古代史選書6) 隼人と古代日本』、第七章 平安時代中期の南九州、第二節 島津荘の成立と大隅国府焼き討ち事件。
- (19) 拙稿「島津荘に関する一考察—成立期を中心に—」。
- (20) 永山修一『(同成社古代史選書6) 隼人と古代日本』、第七章 平安時代中期の南九州、第二節 島津荘の成立と大隅国府焼き討ち事件。
- (21) 渡邊誠「平安期の貿易決済をめぐる陸奥と大宰府」(『九州史学』140、2005年、2012年に同『平安時代貿易管理制度史の研究』(思文閣出版)に再録)。
- (22) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」。